

軽井沢町長 土屋 三千夫 様

軽井沢町監査委員 依田 功

軽井沢町監査委員 佐藤 敏明

住民監査請求の監査結果について（通知）

令和 5 年 3 月 13 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法 242 条第 5 項の規定により、下記のとおり監査結果を通知します。

記

- 請求人  大河原 眞美
三島 勇
栗津 敬雄
- 請求の要旨 軽井沢町と信州大学社会基盤研究所及び東京大学先端科学技術研究センターとの連携による寄付講座に係る 2 億 5,000 万円の寄付金の目的外支出に対し、当時の町長、当該住宅関連の支出を行った者、海外・国内旅費で出張を行った者に対して、支出額を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。
- 監査の結果 町職員の違法若しくは不当な公金の支出は認められず、請求人の主張には理由がないことから、本件請求については、これを棄却する。
(詳細別添資料参照)
- 意見 事務処理上の手続きに一部不備があったため、今後、適切に事務処理を行うよう徹底されたい。